

施策	25	共に歩む社会づくりの推進				政策	2	地育力によるこころ豊かな人づくり		
施策主管課	男女共同参画課		課長名	宮沢正隆	内線	5450	政策担当部長名	教育次長 三浦伸一		
施策関係課名	生涯学習・スポーツ課、公民館、子育て支援課、学校教育課、市民課、福祉課									
重点施策	関連計画	第5次飯田市男女共同参画計画“ともに進める211いいだプラン” 飯田市多文化共生社会推進計画								

1 施策の目的

目的	対象	市民 外国籍住民
	意図	互いに認め合い尊重される

2 現状把握

(1)対象指標、成果指標の状況

対象指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	見込み 28年度
住民人口		人	105,691	105,335	104,728	103,947	103,105	102,446	102,000
	外国人住民登録の数	人	2,674	2,504	2,440	2,243	2,073	2,068	2,700
成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標 28年度
成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理									
日常生活の中で人権を尊重して行動している人の割合		%	43.6	43.4	47.6	46.1	44.6	43.7	50.0
日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合		%	93.1	92.6	93.1	92.1	91.9	92.1	95.0

(2)成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	26年度	目標 28年度
行政	市(国・県)学校 ・人権教育及び人権啓発に関する施策の策定と実施(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律) ・男女が共に支え合い、家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野へ参画できる機会の均等を図る。 ・国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれない、公平なサービスを提供する。 ・人権尊重意識向上のため学校で人権教育、多文化共生活動を行う。	人権尊重、多文化共生に関する講座、事業等の開催回数 (男女共同参画課、福祉課、生涯学習課、公民館データから把握/回)人権192、多文化196、福祉74、計462 審議会・委員会等に占める女性委員の割合 (男女共同参画課データから把握/%)	416	460	452	462	500
		学校教育における人権、多文化共生教育の実施時間数 (道徳教育を中心として学校教育課データから把握/延べ時間)	28.3	28.9	27.9	27.2	30
			2,260	2,368	2,578	2,933	2,200

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民等	個人	・身の回りの差別に気づき、それをなくすこと。 ・自ら積極的に社会のあらゆる分野へ参画すること。(飯田市男女共同参画推進条例第5条)	人権教育に関する講座、事業等への参加者数	・飯田国際交流推進協会、飯田市女性団体連絡協議会、飯田市連合婦人会、飯田消費者の会など関係団体が行政と情報や課題を共有し、協働して課題解決等に向けての事業の実施に中心的役割を担っている。
	事業者	・男女が共同して事業活動に参画することができる職場環境の整備。(飯田市男女共同参画推進条例第6条) ・国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれない、雇用の場の提供に努める。	企業の管理職に占める女性の割合 人権擁護委員への相談のうち、事業所(雇用)に関するもの数 従業員・職員の育児・介護休業等の取得率	・飯田市男女共同参画推進事業者等表彰要綱より表彰された事業者・市民団体やワーク・ライフ・バランス実践モデル事業所等が女性の能力活用、仕事と生活の両立支援及び男女が共同して参加できる環境づくり等を積極的に進めている。 ・地域協議会委員の改選に際して各地区において女性の参画を促し、女性委員が占める割合が前年を4.2%上回る29.6%に向上した。
	各種団体	・地域における慣習等の見直し、多文化・他地域・多世代の市民との交流と理解をするための取組を行う。	人権教育に関する講座、事業の開催数 地域協議会、まちづくり委員会委員に占める女性委員の割合	

3 平成26年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

計画どおり取り組めた
おおむね計画どおり
あまり取り組めなかった
達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

進んだ
ある程度進んだ
あまり進まなかった
進まなかった

4 平成26年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合は、92.1%と高い水準を保っている。審議会・委員会等に占める女性委員の割合は、前年より0.7%減少したが、平成26年度末に改選があった地域協議会委員に占める女性の割合は、前年を4.2%上回る29.6%になったことや、人権尊重、多文化共生に関する講座等の開催数が増えたこと、学校教育における人権等の教育時間が大幅に増えたことなどから、「ある程度進んだ」との評価とした。

【事務事業群テーマ別の評価】

<人権意識の啓発>

・様々な機会を捉えての広報、啓発及び学校での道徳をはじめ全教育活動を通して行う人権教育、公民館等での講座の開設など人権尊重意識向上のための取組みを行った。

・各種審議会等委員及び地域自治組織への女性の参画促進、市民のついででの事業者表彰、仕事と生活の両立支援に向けた啓発などの取組みを行った。

・飯田市多文化共生社会推進計画に基づき、相談窓口の開設、多言語による情報の提供、就学・学習支援等や国際交流の夕べ、多文化共生を考えるついでなど交流の場の提供を行った。

・市公民館では、文化庁の委嘱を受けて、「生活者としての地域の中の日本語教室」の取組みとして、ボランティアの育成や日本語教室の実施など多文化理解を深める取組みや、子育て世代を対象とした「子育てと日本語」、集住地域を拠点として、日常生活に必要な日本語や地域のルールなどを学ぶ講座「わいわいサロン」などを実施した。

・飯田国際交流協会が行った「小さな世界都市実現に向けた座談会」を契機として、地域における多文化共生の重要性を考えた。

・満蒙開拓平和記念館を活用した中学校(4校で実施)における平和学習を推進するため、入館料等の支援を行った。

・戦争の体験談を後世へ残すため、映像化の取組みを飯田ケーブルテレビとともに実施した。

・こうした取組みにより、市民の人権意識は高い水準で推移している。

・日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合が高いにもかかわらず、実際に行動している人の割合は横ばいとなっており、意識を行動に繋げていくことが課題である。

<人権侵害への対応>

・人権侵害への対応のため、人権、男女、多文化、犯罪被害者等の相談窓口を設置している。

・女性相談事業、女性のための法律相談事業や女性保護受託事業に取り組み女性を取り巻く様々な課題解決に対応した。

・人権尊重、人権啓発活動など、飯田人権擁護委員協議会の活動支援を行った。

・高度情報化の進展等により、インターネットやスマートフォン利用による人権侵害など複雑・多様化してきており、こうした状況へ対応するため児童・生徒や保護者を対象とした人権教育を実施した。

・こうした取組みにより、人権侵害への対応の効果が上がっているものと思われる。

5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

<人権意識の啓発>

・人権尊重意識を行動に結びつけるには、より多くの人々との関わりを持ち連携を取りながら、各事業を継続的かつ着実に実施することが重要であり、一つ一つの事務事業の内容を工夫しながら情報提供・発信、人権教育の推進、また多文化、他地域、多世代との交流及び弱者保護のための場を確保する。

・第5次飯田市男女共同参画計画に基づき課題解決に向けた多様な事業を推進する。

・飯田市多文化共生社会推進基本方針及び計画に基づき多文化理解を進め、「小さな世界都市」実現に向け外国人住民との共生土壌を醸成する。

・市公民館では、文化庁の「生活者としての外国人のための日本語教育事業」を受託し、外国籍住民に対する日本語教育や生活支援に関わるボランティア育成、子育て世代を対象とした「子育てと日本語」、外国籍住民が集住している松尾、山本地区などで日常生活に必要な日本語やルールを学ぶ講座「わいわいサロン」を実施する。

・保管、展示場所が市公民館4階に移転した平和資料を、平和学習の教材として有効に活用していく。

<人権侵害への対応>

・引き続き、人権侵害へ対応する相談窓口を開設する。

・審議会等への女性の参画を進めるため、所管部署や地域自治組織等へのいっそうの働きかけを行う。

6 平成26年度事務事業 施策系統図

目標 施策2-5

対象
市民・外国籍住民

意図
・互いに認め合い尊重される

成果指標

日常生活の中で人権を
尊重して行動している人の割合

日常生活の中で
人権尊重意識を持っている人の割合

人権意識の啓発

人権侵害への対応

男女

日本人・外国籍住民

犯罪被害者

事務事業

人権尊重・啓発推進事業

人権教育推進事業

平和学習推進事業

男女共同参画推進事業

女性のための法律相談

女性相談事業費

女性保護受託事業費

多文化共生社会推進事業

人権平和・多文化学習交流推進事業

犯罪被害者等支援事業